



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4291 号 2018.3.30 発行

「障害への差別 過去の話じゃない」 旧優生保護法の影いまでも「出生前診断勧められ…」



東京新聞 2018年3月30日

強制不妊手術の実態を語る被害者

「声を上げたくても、上げられない人がたくさんいる」。旧優生保護法による強制不妊手術の被害者らが二十九日、国会内の超党派会合で訴えた。「当時は適法だった」として、国は一九九六年の法改定後も二十二年間、実態調査も謝罪もせずに放置。旧法の傷痕に向き合ってこなかった姿勢に、「障害への偏見、差別は過去の話じゃない」との

空気を感じ取っている。

「周りを見て見ぬふりをされ、関わりたくないという蔑視の中で生きてきました」

知的障害があり、十五歳の時に手術を強いられた六十代女性の苦しみを、会合に出席した義理の姉が代弁した。今年一月、旧法を巡って国に謝罪と補償を求める全国初の訴訟を仙台地裁に起こした。

旧法による「不良な子孫の出生防止」を名目にした手術の痕は、今もおなかに残っている。「障害があっても、自分らしく生活できる社会であってほしい。なぜ手術が強制されたかを問うことは、障害者の将来、未来につながると思う」と語りかけた。

こうした障害のある女性の生きにくさに関して、「DPI女性障害者ネットワーク」（千代田区）が二〇一一年に実施した調査は、今も残る旧法の「影」を浮き彫りにしている。

「障害児を産むのではないか？という理由で、墮胎を勧められた」「障害児を産まないよう出生前診断を勧められるのは、障害者である自分の存在も否定されたような気がする」

調査メンバーの米津知子さん（69）も、この日の会合に参加。「障害のある人が子どもを産むのはあり得ないと考えている人が、まだたくさんいると思う。（旧法の）何が問題だったかを国が明らかにし、謝罪をして初めて、変わっていくのではないかと指摘する。

旧優生保護法弁護団長の新里（にいさと）宏二弁護士は「声を上げられず、手術の記録もない人は多い。今も孤立させられている被害だ」と強調。三十日には、旧法に関する被害相談を東京、神奈川、千葉など全国十七カ所で行う。（石川修巳）

<強制不妊手術>産めぬ苦しみを訴え 宮城の70代女性招き、超党派議連が勉強会

河北新報 2018年3月30日

旧優生保護法下で知的障害者らに不妊手術が強制された問題で、救済策を検討する超党派の国会議員連盟は29日、16歳で手術を強制された宮城県の70代女性らを招いた勉強会を国会内で開いた。

女性は1997年から手術の関係書類を県に繰り返し請求してきたが、不存在とされた。「子どもを産めないと知り、苦しみが始まった。ほかにも手術記録の資料がない人がいる。

早く前に進めてほしい」と幅広い救済を訴えた。

不妊手術を強制され、国家賠償請求訴訟を仙台地裁に起こした同県の60代女性の義姉も出席。「議員は国民を苦しめる法律をこれ以上作らず、障害者や家族が安心して暮らせるよう国会で議論してほしい」と政治の役割を問い掛けた。

不妊手術執刀の医師証言 旧優生保護法下「やむを得ず」 京都新聞 2018年3月30日
自身が行った卵管を縛る不妊手術について説明する男性医師
(京都府内)



旧優生保護法(1948～96年)に基づき障害者らに不妊手術が全国で繰り返された問題で、京都府内の80代の男性産婦人科医が29日までに、「約50年前、知的障害か精神疾患の女性1人に不妊手術をした」と証言した。「今からすればとんでもないが、当時は合法的でやむを得ないと思っていた」と、心境を打ち明けた。

男性医師は愛媛県に赴任していた1965年、保健所の職員に依頼され30～40代の女性に卵管を縛る不妊手術を行った。「腹部を5センチくらい切開する簡単な手術だった」。経緯は不明だが、女性はたびたび中絶していた。「理解できないまま何度も妊娠して中絶するなら、不妊手術をした方がいいと思った」と振り返る。会話は難しく同意を得た記憶はない。「手続きは保健所がやった」と話す。職員から「先生、助かりました」と礼を言われたのが印象に残っている。

障害者であることを理由にした不妊手術を拒めなかったのか。差別意識の問題はどうだったのか。問いかけると男性医師はしばらく考え込み、「当時、障害者の権利を守る社会の仕組みは今よりさらに不十分だった。子どもを産んで育てることも難しいだろうし、その人のためと思った」と声を絞り出した。京都では障害のある人への不妊手術はしていないという。

強制不妊手術は、医師の申請や親権者同意で、医師や行政関係者らでつくる優生保護審査会が決定した。本人が拒否しても、身体の拘束やだまして手術することすら認められていた。ただ厚生労働省の資料では、65年の愛媛県における旧法4条と12条に基づく本人の同意なしの強制不妊手術はいずれも0件。「きちんと届け出なかったのかもしれない」と男性医師。同年に結婚したため、記憶に間違いはないという。

旧法3条では本人や配偶者の同意による不妊手術を実施できた。厚労省の資料によると65年に愛媛県で行われた「当事者の同意による優生手術」は508件。男性医師の証言は、実態は本人の意思確認もない強制手術だったにもかかわらず、統計上は「同意」として処理していた恐れも示唆する。

半世紀を経て顕在化した不妊手術の実態。「もう一度、同じ場面に戻っても同じ判断をする気がする。今からすれば人権侵害との批判は当然だが、当時に何ができたのか」。男性医師は自問を重ねている。

「申告があれば事実認定を」強制不妊本人特定で大阪府の松井知事

産経新聞 2018年3月30日

旧優生保護法(1948～96年)下で障害者らへの不妊手術が繰り返された問題で、大阪府の松井一郎知事は30日、「(救済する)個人を特定するためのルールを国がしっかり決めてほしい」と求めた上で、「(特定は本人からの)申告があれば(不妊手術の事実を)認めるべきだ」との考えを示した。

府は現在、過去の統計資料などから強制手術件数を調べているが、個人情報に記載され

た資料は見つかっていない。松井氏は「資料がないので都道府県で特定しろと言われても難しい」と述べ、国による共通した基準の必要性を強調した。

また、「(不妊手術をされた人は) 自分の思いを無視された形で子どもをつくる権利を奪われた。きちんと補償すべきだ」とし、国に対し救済するよう訴えた。府庁で記者団に語った。

書類のみで強制不妊、道内でも 少なくとも1人 審査形骸化か

北海道新聞 2018年3月30日

旧優生保護法(1948～96年)に基づき、障害者らが強制不妊手術を受けさせられた問題で、道内で65年に少なくとも1人に対し、強制手術の適否を判断する優生保護審査会が会合を開かず、書類審査のみで手術実施を決めていたことが、道の開示資料で分かった。同様の事例は岐阜、三重、福岡3県の計8人についても判明している。書類審査をやめるよう求めた国の通知に反し、道内でも審査が形骸化していた可能性がある。

同法は強制手術の実施には医師からの申請を受け、医師や裁判官らでつくる審査会による審査が必要と規定。旧厚生省は53年の通知で「(審査を)書類の持ち回りで行うことは適当ではない」として審査会の会合を開くよう求めていた。

道が開示した65年11月の審査会資料では、国の通知後にもかかわらず、緊急の手術が必要と申請のあった人について「審査会委員により書類の持ち回り審査の結果、(強制手術が)適と認められた」と記述されていた。「退院前に実施する必要がある」「ほかの手術と併せて行いたい」などの理由で、道が審査会委員に書類審査を提案する資料も少なくとも3人分あった。

フィルの解雇者は事前評価を除外 倉敷市、再就職手続きの迅速化へ

山陽新聞 2018年3月30日

株式会社「フィル」(倉敷市真備町川辺)が就労継続支援A型事業所を閉鎖し、障害者約170人を解雇した問題を受け、市は4月から導入するA型事業所利用希望者のアセスメント(事前評価)の対象から、今回の解雇者を特例として除外する方針を固めたことが29日、分かった。想定外の大量解雇で、受け入れ施設の職員もスペースも足りないという。

アセスメントは、企業への就労を目指してA型事業所で働く適性があるか否かを厳格に判定する目的で、市が運営する就労移行支援・自立訓練施設「ふじ園」(同市有城)で行う。A型事業所の利用希望者を1カ月当たり5、6人受け入れ、同園職員4人が3部屋と屋外農園で、出勤時間の厳守や指示内容の理解度などを2週間から1カ月かけてチェックする計画。

市内では昨夏、あじさいグループのA型事業所5カ所が経営破綻し、障害者224人が一斉に解雇された。市は今年1月末に再発防止策の一つとして、生産性の高い事業に携われる人材を絞り込むためアセスメントの導入を打ち出したが、今月16日にフィルの大量解雇が起き、対応しきれないと判断した。

アセスメントの対象外とするのは当面、6月末まで。1回目の再就職時のみに適用する。

市障がい福祉課は「フィルを解雇された障害者のアセスメントを省くことは、再就職手続きの迅速化につながる。ハローワークや相談支援事業所と連携し、再就職を支援する」と話している。

さいたま市が「子ども家庭総合センター」 日本経済新聞 2018年3月29日

さいたま市子ども家庭総合センター(愛称・あいぱれっと)が4月1日に全面オープンする。子供と家庭を取り巻く課題に取り組む専門相談機関を集積して連携を図り、ワンス

トップの相談窓口を設置。遊び場なども設け、子供や保護者が気軽に訪れてもらうことを狙う。全国でも珍しい、高校生年代を対象にした児童心理治療施設「子どもケアホーム」



も設けた。

親しみやすい彩りの「ぱれっとひろば」などを設け、親子などで気軽に訪れてもらう

JR与野駅に近い旧大原中学校跡地に、総工事費約52億円をかけて4階建て延べ床面積約1万2500平方メートルの建物を建設。市内に点在していた相談機関を移転するとともに、機能を強化し、子供・家庭を取り巻く課題に総合的に対応し、地域の子育てを支援する。

1階は「なんでも子ども相談窓口」と、中高生から30代の若者の進路や就職、人間関係の悩みに対応する「なんでも若者相談窓口」を置くとともに、「市民コンタクトスクエア」として開放する。

乳幼児の遊び場「ぱれっとひろば」を設け、子どもコンシェルジュが遊びをサポートし、保護者にも気軽に会話してもらう。小学生向けの屋根付き運動場、中高生活動スペース、ダンススタジオなども設けた。

1階と導線を別にした2～4階には児童相談所、こころの健康センター、総合教育相談室、男女共同参画相談室などの専門相談機関が入る。

同センター開設準備室は「従来の相談窓口は来やすい雰囲気ではなく、虐待や発達障害などの問題が深刻になってから来る人が多かった」と説明。「様々な人に気軽に訪れてもらい、職員が会話や親子の様子から悩みをくみ取り、必要に応じて各機関につなげられるようにしたい」と話す。

また、同センターの特徴の一つが、児童福祉法に規定された児童心理治療施設で、15歳～18歳未満の高校生年代を対象にした「子どもケアホーム」だ。家庭や社会に居場所がなく、虐待による心の傷や発達障害、引きこもりなどにより心理的困難を抱え、生きづらさを感じている子供の進学、復学、就職の準備など自立を支援する。

生活のための個室や学習室などがあり定員は入所10人、通所20人の計30人。児童相談所長が措置を判断し、子供と保護者がともに利用する意思がある場合に受け入れる。

児童心理治療施設は民間を中心に全国に46施設あるが、「小中学生への対応で手いっぱいになっており、市として高校生年代への支援を強化する」（同室）ことにした。

子育てに関する研究や研修などの支援機能も持たせ、市は同センターを「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指す拠点と位置づける。4月1日にはイベントを開く。

長野少年鑑別所の「地域援助」、増える相談



信濃毎日新聞 2018年3月30日
長野少年鑑別所の相談室。心理療法に使う模型などが置いてある。成人も含め、地域からの相談が増えている＝長野市

長野少年鑑別所（長野市）が入所する非行少年とは別に、地域で非行や犯罪につながりかねない問題を抱えた人や関係者らの相談に対応する「地域援助」の件数が2017年は延べ559件に上り、鑑別所の本来業務となった15年の4・7倍に増えたことが29日、分かった。地域援助は大人も対象。制度の周知が進むにつれ、非行だけでなく、知的障害などが要因で社会にうまく適応できない人の相談が世

代を問わず寄せられるようになり、問題行動を繰り返してしまう元受刑者らの相談も増えているという。

家庭裁判所で審判を受ける前の非行少年らが入所する少年鑑別所では、職員が心理学や教育学などの知識を生かして非行の背景分析などを担っている。一方、地域からの相談も

「本来業務に支障のない範囲」でこれまでも受けてきたが、15年6月に施行した少年鑑別所法で、地域援助が本来業務に位置付けられた。背景には入所する少年の近年の減少もあるという。

長野少年鑑別所によると、地域援助で受けた相談は15年が119件、16年が241件で、17年まで毎年倍増した。法務省によると、全国は17年が7787件で、15年の1.7倍となっており、長野の増加率は高い。警察や児童相談所以外で、民間を含めた相談窓口が比較的少ないことが要因との見方もある。

長野少年鑑別所がこれまで受け付けた相談の当事者は、小学生から70代まで幅広く、少年と成人の割合はほぼ半々。相談者は、万引や暴力など少年の問題行動に悩む保護者や学校のほか、元受刑者らの社会復帰を支援する福祉機関や更生保護関係者もいる。当事者に知的障害や発達障害がみられるケースもある。非行や犯罪の知識が乏しい中で、問題を抱え込んでしまっている家族や学校、施設が目立つという。

同鑑別所では、心理学の知見がある法務技官が当たり、心理検査なども活用して助言を続けている。同鑑別所の東山哲也・鑑別部門首席専門官は「その人が本当に求めていることや問題行動の意味、特性に合わせたアプローチ法を伝えている」とする。

刑務所を出た高齢者や障害者を支える県地域生活定着支援センター（長野市）はこれまで、4人について同鑑別所に相談した。心理検査の結果、不安や孤独感のため盗みなどの衝動を制御しにくい状態になっていると分かった例もあった。石川貴浩センター長は「支援に行き詰まって悩んだ際、専門的なヒントをもらえてありがたい」とする。

担当の法務技官は現在3人いるが、いずれも入所少年の対応との兼務で、「ぎりぎりの状態」で相談に対応している。地域援助の一環で講演依頼も受け付けており、今後は態勢の拡充が課題だ。同鑑別所は法務技官に加え、入所少年の日常生活の指導などを担当している法務教官も地域援助の相談に充てることを検討している。

福岡県立美術館で「くばら だんだんアートの世界展」 夢が詰まった作品850点

産経新聞 2018年3月30日



■4月1日まで

障害者の作品を紹介し、芸術活動への理解を深めようと「くばら だんだんアートの世界展2018」（久原本家グループ本社など主催）が福岡県立美術館（福岡市中央区天神）で開かれている。4月1日まで。

今年で6回目を迎える。「おいしいね～あなたにとっての夢ごはん～」をテーマに、県内外から応募のあった850点を展示している。おいしい料理や一緒に食べたい

人など、思い思いの夢が詰まった作品がそろった。

福岡市東区の古賀智子さん（57）は「どれもインパクトがある。独特の世界観を素直に、ストレートに表現しており、感激しました」と話した。入賞作品は、久原本家の商品配送用の段ボールに印刷され、西鉄バスのラッピングにも使われる。

観覧は無料。開館時間は午前10時～午後6時。問い合わせは同展事務局（電）092・976・2000。

ロゴ 有償利用ゼロ

読売新聞 2018年03月30日

◇県 540万円で制作 文化イベントで活用へ

昨秋開催された「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」（国文祭・障文祭）のロゴマーク＝写真、県提供＝について、県が〈経済効果〉をうたいながら有償利用が一度もなかったことが、県への取材でわかった。当初、「制作費

540万円は高すぎる」と批判の声が上がっていた。今後は、県独自の文化イベントなどで活用するという。(岡本輝之)

◇国文祭・障文祭

両祭は17年9～11月に全国で初めて一体開催された。ポスターなどで使うロゴマークは、熊本県のゆるキャラ「くまモン」を手がけたクリエイティブディレクターの水野学さんに、奈良県が随意契約で制作を委託。正倉院宝物の動植物などを基に、中央に鹿があしらわれたデザインが完成した。

荒井知事は開催前の16年12月の県議会で、制作費用の批判について「大会後も県のロゴマークとして使用し、経済波及効果をもたらすことが目的。業務には、文化活動への活用を踏まえた関連商品の作成や、販売などの具体的な提案も含まれている」などと説明。「適正さ」を強調した。

県はロゴマークの使用要綱について、市町村などの無償利用に加え、昨年6月に企業のグッズ販売などを想定した有償利用を追加。商品総額の3%を県に支払う取り決めとした。無償利用の申請は県内の自治体などから148件があったが、有償は、開催期間が短かったこともあり、申請がなかった。

県は今後、秋に開催する独自の文化イベント「大芸術祭」と「障害者大芸術祭」を一体開催し、ロゴマークも引き継ぐ。担当者は「利益を得るために作ったわけではないので、国文祭・障文祭のレガシー(遺産)として活用し、イベントを周知できれば」としている。

このロゴマークを巡り、生駒市の市民団体が「公募や入札なら制作費は30万円で済む」などとして、両祭の実行委会長を務めた荒井知事らに対して、制作費との差額510万円の損害賠償を求めて、地裁で係争中。



大阪の地下街、エレベーターどこ? 表示進まぬ背景 鈴木洋和



朝日新聞 2018年3月30日
ビルの入り口に設置された、地下街につながっていることがわかる表示。障害者らは「これだけで、とてもありがたい」と話す=大阪市中央区

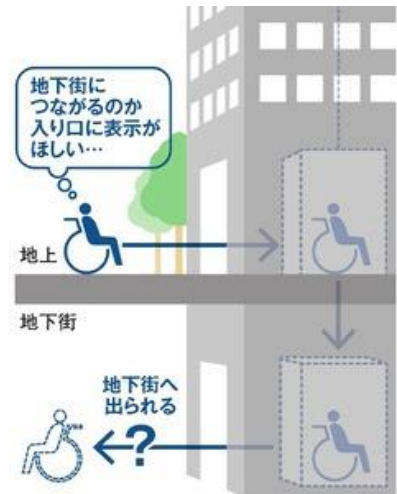
雨風を避けられる快適な地下街。しかしそこは、足などが不自由な障害者にとって“近くて遠い場所”だ。地上から降りるにはエレベーターが必要だが、どこにあるのか

街中で見つけるのは困難だから。「地下街とつながっているビルは、表示を出して」。そんな声を、大阪の障害者たちが上げ始めた。

大阪市中央区の地下鉄御堂筋線なんば駅の地上周辺は、商業施設やオフィスビルが立ち並ぶ繁華街だ。地下街につながる階段は、いくつも目にとまる。障害者支援のNPO法人ちゅうぶ(大阪市東住吉区)によると、60カ所ほどある。

しかし、段差がなく、車いすでも使えるエレベーターは11カ所で、量販店などのビルの中だ。うち7カ所には、ビルの外側に案内表示が無い。

事務局長の石田義典さん(59)は「エレベーターはあっても地下の階が地下街へ通じていないビルも多い。初め



て来る人だと、20分ほど探し回る人もいる」と話す。

ちゅうぶを含む複数の障害者団体は昨年、手作りの案内表示を見本として作成した。現在、「ここに案内表示があったら助かる」という資料を作り、ビルの管理会社に提案中だ。大阪市職員が同行することもある。

高額な費用や大きな作業が必要なわけではないが、表示はなかなか進まない。

バリアフリー法施行令には「建築物又（また）はその敷地には、エレベーターの配置を表示した案内板を設けなければならない」とある。しかし、国土交通省によると、「あくまで建物を使う人が対象で、歩道を行き交う人のためではない」（建築指導課）として、エレベーターの案内板を屋外に表示することは想定していないという。

10年で1400人分増へ 知的障害支援学校受け入れ 大阪日日新聞 2018年3月30日

大阪府教育委員会は29日までに、今後10年間で約1400人増加する見込みの府立支援学校の知的障害児童生徒数に対し、対応策の基本方針をまとめた。既存施設の運用を工夫するとともに、閉校した府立高の活用などを検討していく。

府立支援学校は計44校2分校あり、9千人余りが在籍。今後、発達障害を含む知的障害児童生徒は、大阪市を中心に増加傾向と見込んでいる。そこで2018年度から10年間で対応していくための基本方針を策定、四つの観点で取り組む。

前半の5年間で着手するのは、知的障害支援学校の既存施設の活用。科目別などにある特別教室の普通教室への転用や、通学区域の変更で400人分程度を確保する。肢体不自由支援学校との再編整備も行い、知的障害との併置で250～300人分受け入れられるようにする。

23～25年には知的障害支援学校を新設。閉校した府立高の活用を検討し、府の所有する施設と市町村の施設を交換して開設する手法も考える。600人分程度を整備する。

21年以降には、美術や体育など特色のある府立高校で支援学校分教室の設置も150～200人分確保。児童生徒や保護者への調査の結果、趣味などを通じた社会参加を求める声が多いことを踏まえた。府教委担当者は「よりより教育環境ができるよう検討していく」としている。

東京パラ見据えた策も 第4次障害者基本計画を閣議決定 朝日新聞 2018年3月30日

政府は30日、障害者の自立や社会参加を支援する様々な施策の土台となる2018～22年度の「第4次障害者基本計画」を閣議決定した。20年の東京パラリンピックを機に、施設やサービス、情報、制度などあらゆる面で「アクセシビリティ」（利用のしやすさ）を高めることなどが柱だ。

アクセシビリティの向上策では、1日の利用客が平均3千人以上の駅や空港など旅客施設のバリアフリー化率（段差解消）を16年度の87%から20年度に約100%に、ノンステップバスの導入率を53%から約70%に高める目標を掲げた。

また地域ごとに自治体や医療機関、PTAなど関係機関が連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の組織率を、市町村（政令指定都市など除く）で17年4月時点の38%から22年度に70%以上へ高めることを目指すとした。障害を理由とした差別などを禁じた障害者差別解消法（16年施行）の実効性の確保を狙う。（生田大介）

交通のバリアフリー促進 障害者基本計画を閣議決定 琉球新報 2018年3月30日

政府は30日の閣議で、2018年度から5年間の障害者施策の方向性を定めた「第4次障害者基本計画」を決定した。交通機関のバリアフリー化を促進し、利用者の多い全国の駅やバスターミナルで達成率を100%とする目標を掲げた。

国内外から多くの障害者が訪れる20年の東京パラリンピックを見据え、「移動しやすい環境の整備や、障害者に配慮したまちづくりを推進する」との考え方も明示。16年夏季はゼロ、18年冬季は3個だった金メダルについては、過去最高の数を獲得することを目指す。

論説 診療・介護報酬改定 在宅医療への対応を急げ 佐賀新聞 2018年3月30日

国が決める医療と介護サービスの対価が4月から変わる。2018年度は診療報酬と介護報酬が6年ぶりの同時改定。超高齢社会への対応に向け、医療と介護の連携強化を図るのが大きな柱だ。病院中心から在宅重視への流れを加速させる内容になっている。

団塊の世代が全員75歳以上となる2025年は、医療・介護費の急増が予想される。今回の診療・介護報酬の同時改定は、この「2025年問題」に備え、制度を見直す実質的には最後の機会となる。

超高齢社会を迎え、お年寄りが住み慣れた地域や自宅で最期まで暮らせるよう、在宅療養の態勢を拡充すると同時に、高齢者に自立生活を促す。年間死者数が130万人を超す「多死社会」が本格化する中、「みとり」の態勢も強化する。

在宅医療では、かかりつけ医の普及に重点を置いた。訪問診療や夜間・休日に対応するかかりつけ医を対象に、初診料に上乘せをする。また、複数の診療所が連携して、24時間体制を整備した場合の加算を新設し、訪問診療を行う医師と、介護側のケアマネジャーとの連携強化も促した。

ただ、在宅医療は診療報酬だけでは対応できない部分もある。大きな課題の一つは、担う医師と訪問看護師が不足していることである。教育も追いついておらず、医師会や行政の理解が進んでいるところと、そうでないところで、地域差が出てきている。

在宅医療に従事する医師は、24時間365日の対応をする。だが、学会などの出張が入った場合、医師会でカバー体制を敷いているところは都市部にはあるが、佐賀県内はまだだ。医師同士、さらには診療所と病院の連携を進める必要がある。

ここ数年、佐賀市では医師会の取り組みで在宅医療の土台ができつつある。推進する病院のもとに、訪問看護師、薬剤師、ケアマネジャー、理学療法士、ヘルパーなどの多職種メンバーが定期的に集まり、ディスカッションをしている。ただ、まだ積極的に患者を受け入れるところまではいっていない。

在宅医の高齢化も問題になっており、今回の診療報酬での後押しは、人材を育てる面でプラスに働こう。

在宅医療と介護の連携推進は市町村事業である。県や医師会だけでなく、介護保険を運営する市町村の責任は重い。医師会と行政の役割は違うのである。

医師会は患者向けの啓発はできるが、健康な市民へ対しては行政の出番だ。在宅医療を含め、どのような終末期を迎えたいか、住民に考えてもらうため市町村の積極的な取り組みが求められる。

大分県臼杵市は、この分野の先進地だ。医療・介護・福祉に関わる専門職と市が協力し、月1回、定期的に会議を開いて地域包括ケアシステムについて議論。高齢者や障害者、認知症の人、妊婦など、誰もが住みやすいまちづくりを目指し、在宅医療の推進も含めて市民啓発事業を展開している。これも参考にしたい。

この先、超高齢社会に対応できる地域医療づくりを急ぐ必要がある。専門職、行政を巻き込んで、うまく連携して乗り切りたい。(横尾章)

